

令和3年度一般会計、国民健康保険会計、介護保険会計及び後期高齢者医療会計 補正予算の概要(保険料減免実施に伴う事務費等の増額補正)

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者等に対する国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の保険料減免（以下「新型コロナ減免」という。）の令和3年度の財政支援の延長等について通知があった。

札幌市では、本通知に基づき減免の実施を予定しているが、実施にあたり必要となる事務費の不足が見込まれることから補正予算を計上するもの。

1 新型コロナ減免の概要

(1) 対象・減免額

対象①	新型コロナにより主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
減免額	全 部
対象②	令和3年の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが令和2年と比較して3割以上減少する見込である場合など
減免額	減少する所得の所得合計に占める割合や合計所得に応じて減免額を算定

(2) 保険料の対象期間

令和3年度分保険料

(3) 財政支援の基準

令和2年度は、全額国からの財政支援が受けられていたが、令和3年度は、減免の実績に応じて3段階（2/10、4/10、8/10）の上限が定められている。

2 補正内容

(1) 補正項目

市民からの問い合わせに対応するため専用コールセンターを設置するほか、制度周知や郵送申請の徹底を図るための申請書送付にかかる費用等を国保・介護・後期各会計で計上する。

(2) 補正予算の内訳

(単位：千円)

	令和3年度 当初予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
国民健康保険会計 (歳出)			
款01 国民健康保険費			
項01 総務管理費			
目01 事務費	4,149,047	29,000	4,178,047
大01 国民健康保険事務費			
介護保険会計 (歳出)			
款01 介護保険費			
項01 総務管理費			
目01 事務費	4,045,598	46,000	4,091,598
大01 介護保険事務費			
後期高齢者医療会計 (歳出)			
款01 後期高齢者医療保険費			
項01 総務管理費			
目01 事務費	638,116	1,100	639,216
大01 後期高齢者医療保険事務 費			

※ 財源は、一般会計から各会計への繰入金（一般会計についても同額補正）

令和3年度 国民健康保険会計補正予算 (国保システム改修業務)

平成30年度税制改正及び国民健康保険法施行令の改正により、所得情報等が適正になるよう、令和2年度に国保システム改修を実施した。

改修にあたり、あらかじめ国及び道への照会等を行った上で改修したが、国から提示されていた解釈に変更が生じたことから、これに対応するため、所要の改修を行うもの。

1 システム改修の概要

国保システムでは、住民税で把握した所得に国保独自の考慮を加えて保険料の算定を行っている。税制改正により、算定方法が変更となった給与所得や年金所得、基礎控除等に加える国保独自の考慮について、国から示されていた解釈が変更されたため、これに係る所要の改修を行う。

2 主なシステムの改修案件及び補正額

税制改正により、給与所得と年金所得がある方については、10万円の調整控除が新設された。これらの方の一部について、10万円の調整控除の適用の有無につき、国の解釈が変更となったことから、これに対応するもの。

<令和3年度>

(単位：千円)

国民健康保険会計（歳出）	令和3年度 当初予算額（A）	補正額（B）	補正後予算額 （A+B）
款01 国民健康保険費 項01 総務管理費 目01 事務費 大01 国民健康保険事務費	4,149,047	29,000	4,178,047

※ 当該経費に係る財源は、全額特財（国からの交付金）の予定

3 補正理由

令和3年1月に国から解釈の変更が示され、同年3月にシステム開発費用が確定したため、この度の補正予算において計上することとなった。

